

戦後改めなければならぬことだったのだが、それが改まっていない。そこに私は問題があるのだと思うのです。そこで、専売公社として、戦後いかなる近代化の方向をとり、労働者の権利を擁護する立場をとってきたか、こういうことです。

情のいいところでござりますと可能なものでございますが、大部分のものにつきましては、一つの地域、一つの沢に既存する自然のクスの大木を全部たき終わると次に移動するというようなことで、なかなか、事業の本質的な性格から見まして、近代的な工場生産にはなじまない性質の作業であろうかと思ふのであります。

○政府委員(谷川宏君) 今の御質問で、搾取の上に立っていたんじやないで、天然の樹脂にある加工をしてよう脳と同じ性質のものを作り出すといふことで、全然性質の違ったものからしよう脳を作るということではございませんが、普通合成しよう脳といわれております。こういうものが国際的に相当進出してくると、私どもの天然しよう脳はそういうものと価格の上で国際的に競争しなければならないといふようなことで、そこに事業としての非常に苦しい点がございますので、どうしてもしよう脳価格ということは、国際的にドイツの合成しよう脳と競争のできるような市場価格から逆算したそういうしよう脳価格でなければならぬないというのが主体であったわけでございます。

くにおきましてそれを伐採し、樹木こは相当深いわけですが、これを掘り、これをもよりの工場へ持ってきて、そうしてそれをチップにして蒸留、冷却して、しよう油及び原油をとる。そして一つの工場の行動半径内にありますクスノキが大体たき終わると、半年なり、一年なり、二年なり、場合によつて違いますけれども、たき終わるというと、また次の地域へその工場の設備、これは簡単なものでございますから、それを移動して、そこへ据え付ける。そうしてまた近隣の山の持ち主と交渉しましてクスノキを買い入れて、それを原料にしてしよう油を作らる。こういうことでござりますので、大規模に製臘をする、さつき監理官からお話をありましたああいうものは、立地条件の非常にいいところ、交通事

脳分を蒸留させ、これを冷去する。板はこなごなになつておりませんので、家具材に使う。これ高周波製脳とわれわれは呼んでおりますが、こういうような方法を進めて参つたのであります。が、なかなか、先ほど申しましたように、事業の本質が原本等の関係で近代的な大工場生産の様式になじまないというようなことで、公社としまして、そういう二つの柱を主として近代化を進めて獎励して参つたのであります。が、十分に参らない点は非常にわれわれとしてはまことに残念だと思う次第であります。

他方、値段の点でございますが、これはドイツの合成しよう脳、これは松の松やにのテレビン油と申しますか、このテレビン油にある化學操作を加えまして、合成しよう脳——合成と申し

かと、こういう点をお聞きになられた
わけでござりますけれども、私どもは
そう考えないわけでありまして、もつ
とも、台湾におきましてしよう脳專売
が施行されておりました。で、台湾の
しよう脳專売を、完全にその制度の趣
旨を生かして実行するためには、日本
内地におきましてもやはり專売制をと
るということが一番適當であろうとい
ふことで、明治三十六年に内地に專賣
制度がしかれたわけでございますが、
明治以来からずっと日本、台湾の生産
量が世界全体に相当大きなウエートを
占めておったわけでございますが、こ
れを戦前の昭和九—十一年の平均につ
いて天然しよう脳の生産高を見てみま
すと、合計七千三百トン、このうち日本
が二千九百トン、台湾が三千二百トン、
あと残り中国が一千二百ト

価格をきめて、そしてしよう脳の生産が安定した基盤のもとにおいて統けられ、そして安定した価格で販売できるという制度をとったわけでございまして、専売制度は結局はしようと脳生産者の生産の安定、それから経営基盤の安定、生産者に対しましても利益をもたらしておったわけでございます。

ところで、それではどうして今回専売を廃止するかと。これは時代の推移がございまして、戦後におきます台湾のしようと脳生産も非常に少なくなりました。最近では三百トンとか四百トンくらいしかできませんし、また日本内地におきましても、三千トン程度できる能力はござりますけれども、一方に置いて合成しようと脳が相当発展して参りまして、三十三—三十五年度平均で

いまして、しょう腦生産業の本質を改善して、そして資本主義社会における生産者として十分立っていけるよう設備を近代化すると。そのためには自由競争という立場においてのみ初めて近代化が促進されると。そのほかいろいろな理由がございますけれども、そういう観点から専売制度を廢止をして、そして自由競争を持っていく、そのためには必要な資金を、今回専売廃止に伴いまして、相当額の資金を生産者に出しまして、それによつて設備の近代化をはかっていく。したがいまして、從来から、専賣局時代あるいは専賣公社になつてからも、決して生産者を搾取するとかいう、搾取のもとに置いて専売制が成り立つておつたということではないと考えます。

見ますると、戦前九—十一年四千六百トンしか生産販売されておらなかつた合成しよう脳が、倍近く、八千百トンの生産販売が見られるようになりまして、天然しよう脳、合成しよう脳全体として、最近におきましても全世界的には一万一千トン程度でござりますけれども、そのうち約三千トン程度が天然しよう脳ということをございまして、合成しよう脳からの影響というのが相当大きいようでございまして、そこで専売制度を続けるだけでは、しよう脳生産者の経営の安定ということを期することが現状においてはむずかしくなる。専売制度をしたいた当时においては、生産者の立場も考え、また国家の利益も考えて専売制度をしたわけですが、いいますけれども、現在の段階におきましては、何といっても貿易・為替の自由化という問題との関連がござ

見ますると、戦前九一一年四千六百トソしか生産販売されておらなかつた合成しよう脳が、倍近く、八千百トンの生産販売が見られるようになりますて、天然しよう脳、合成しよう脳全体として、最近におきましても全世界的には一万一千トン程度でございますけれども、そのうち約三千トン程度が天然しよう脳ということとございまして、合成しよう脳からの影響というのが相当大きいようでございまして、そこで専売制度を続けるだけでは、しようと脳生産者の経営の安定ということを期することが現状においてはむずかしくなる。専売制度をした當時においては、生産者の立場も考え、また国家の利益も考えて専売制度をしたわけでござりますけれども、現在の段階におきましては、何といっても貿易・為替の自由化という問題との関連がございまして、しよう脳生産業の体質を改善して、そして資本主義社会における生産者として十分立つていけるように設備を近代化すると。そのためには自由競争という立場においてのみ初めて近代化が促進されると。そのほかいろいろな理由がござりますけれども、そういう観点から専賣制度を廃止をして、そして自由競争に持っていく、そのためには必要な資金を、今回専賣廃止に伴いまして、相当額の資金を生産者に出しまして、それによって設備の近代化をはかっていく。したがいまして、從来から、専賣局時代あるいは専賣公社になってからも、決して生産者を搾取するとかいう、搾取のもとににおいて専売制が成り立つておったということではないと考えます。

いうが、その生産者というものは、いわゆる小さい企業の主、企業主を生産者というならば、そういう意見も成り立つかもしれないけれども、僕の言っているのは、要するに植民地における労働者及び国内における労働者を搾取しているということなんです。だって、ちゃんとここに出ていているじゃないか。二百五十円で、その月収は日雇い形態で四百円から、三十五年になつて四百五十円になつていると。四百円、四百五十円という労働賃金というものは、何も高い賃金ぢやないのです。ひどい労働ですよ、これは。原木をなにして、そういう重労働に携わりながら四百円、四百五十円ぐらいの、これは日給ですよ、休んだ日はもらえないという。そういう労働条件で、これが搾取でないなんということは言えます。か。そんな頭でおつら大間違だ。これは搾取だ。搾取の上にこの企業が成り立つということは僕は正しいと思う。あなたは搾取ぢやないという。そんなことは絶対言えませんよ。この賃金見たら、搾取ということはわかるじゃないか。今日、資本主義のもとにおいて、労働者はいかなる労働者といえども搾取を受けているのですよ。搾取受けていない労働者はないはずですよ。だから、僕はこの搾取はひどいということを言っている。このひどい搾取のもとにこういう企業が成り立つてきているというのだ。僕は、こういう前近代的な企業態勢をなぜ大蔵省はもつと近代化しようとしたのか、これまで。その点を今尋ねたわけだ。ところが、塩脇部長さんの御意見だと、近代化をするにも近代化す方法がないんだというような答へなんですが

よ。それじや今度専売法をやめてしまつて、それで野放しにするわけなんだが、あなた、多額の援助資金を与えるなんと言つているけれども、それじや今後近代化し得るのか。これまで専売公社ですらも近代化し得なかつたこの企業を、今度民間に野放しして近代化することができるのか。今後もこういう前近代的な企業勢力を統けていかなきやならぬか。そういう点を私はもう一度あなた伺いたいのです。

かやれないんじゃないのか、こういうことがこちらではわかつておりまして、も、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てるを得ない。こういふようなことで、どうしても、専売のワクを割り当てるという制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しますか、あるいは中規模といいますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけでございます。

今度、専賣制度をはずれまして、それぞの業者の判断において、じや、ここはひとつみんなでお金を出し合つて大規模な製麿場を作らう、あるいは原本を輸送する輸送手段を共同で買入れようというようなことが可能になるわけでございまして、深山幽谷のようなところで、たまたま年間一トンか二トンしか、たいておらぬというような方は、なかなか大規模あるいは中規模の工場に集約するということは困難でありましょけれども、交通の便のいい平地の生産地におきましては、このしよう、脳専売法が廃止になるのをきっかけに、そういうふうになる機運が相当動いておるのでありますて、この際しそう脳専売法をはずすということは、むしろしそう脳事業のそういう零細な経営というものをある程度集約化し、近代化していく、そういうきっかけになる。しかも、相当の交付金が出来ますので、これで設備を大きくするとか輸送手段を獲得するというようなことがでけるわけでございまして、しそう、脳専売法を廃止することがえつて事業の近代化あるいは大規模化を促進する、こういう効果があるよう私に思はれます。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがござりますのですが、十二月までの分がわかつて三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円ということをございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思います。

○須藤五郎君 あなたのその答弁は、あなたは低いところと比べて、これは低くないと言うが、それは間違った。農村の賃金は低いのですよ。非常に低い。だから、僕は低いという点を指摘しておるのだ。ところが、その低い農村の賃金と比べて、これは別にそれはど低くないから擡取されていないじやないか、そういう意見は成り立たぬと思うのですよ。やっぱり、比べるなら上のほうと比べなさい、日本の労働者の。そうしたらよくわかる。そんな低いものと比べて云々しても、それはだめだ、そんなことは。

そして、あなたの話を聞いていると、とにかくこれまで大蔵省は、専売公社はこのしよう腦の製造の近代化に對して何もやっていなかつたということ。それを、企業の性格上非常に近代化はむずかしいのだ、だからこれまでやっていなかつた、こういうような御意見であった。ところが、ただいまは、近代化しなければならぬ、近代化するために專賣法をやめたほうが近代化するのだ、こういうような御意見だと思うのです。それは私すぐ理解することはできないのですがね。何だか、聞いていると、農業基本法と同じようなことのように聞こえるのですよ。現在の日本の農業を近代化すためには、

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作って、そこで近代化しなければならない。しよう腦も今の法律をやめてしまって、大きなところに集約して、そうしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そうじゃないですか。
○説明員(高橋時男君) 今まで専賣公社が近代化に何も努力していないかったのではないかという御質問でございましょうが、これは先ほど申し上げましたように、新しい技術としてペルプ製脳とかあるいは高周波製脳ということを推進して参ったのであります。そのほかにも、三十五年度にはやっぱり業界の発意で、製脳業者の間で、あまり零細であるということは、お互に少しの小さなワクでもって小規模の零細な事業を続けていくということは、必ずしも適当ではないというので、ある程度業界からお金を出し合って、あまりにも零細な割当、零細な製造しかしていない者には自發的にやめてもらつて、その分のワクをやや大きいほうのワクを持って製造しておる人に回すと、いうようなことなどもやってこられなわけですが、公社としても側面からわれとしても、製脳業があまり零細な前近代的と申しますか、そういう形態で統くとすることは、決して放任しておつたというわけではないのです。

ともござりまして、小規模のものがたくさんいつまでいたからいい、とばかりは言えない面もあるわけござります。クスノキが今後何年しよう脳たるのにたえ得るかということも、これ程いろいろな資源の賦存量の算定と似ておりまして、なかなか人によって正確な計算がむずかしいわけでござりますけれども、幾らたいてもクスノキはあるのだというわけじゃあませんし、現在程度の製脳のベースで参りますれば、今後十数年でクスノキはなくなるのじゃないかと、こういうような見方が一般の通説になっておりますので、やはり能率的に近代的な工場経営ということでこの資源を利用していくといふことのほうが、むしろいいのではなかいかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

ンテージを占めておるわけでございま
すから、そういう方は規模も小さい
との間、近所にクスノキがあるから、
これを山の持ち主と交渉して買つてき
て、位置の隅このほうに置いてあつ
た製脳設備を引っぱり出してきて、そ
れでちょっとたいておると、こういう
のも製脳業者五百余人の中の一人に計算
されておるわけでござりますから、
こういう小さい方は、この際お金をも
らうことであればやめたいと、こうい
う希望の方が相当あるわけでございま
して、これは業界の観測では、二、三
割程度そういう方があるのじやないか
と。そうしますと、現在しよう腦自身
の国内の需要としては三千トンくらい
が大体安定した需要であろうと。外国
の合成しよう脳が入ってきて、天然
しよう脳の需要としては年間三千トン
くらいあるわけでございますから、こ
の三千トンを何個の工場設備で作るか
ということになると、いうのであります
て、大規模な工場が数個できて、この
三千トンを全部まかなうということに
はなかなかならないと思うのでござい
まして、二、三削減った程度のところ
で、三千トンを残った工場数で割った
ような、そういうごく小規模からや
中規模に移った程度のところで操業さ
れるのじやないか、こういうふうに觀
測しておる次第でございます。

なるということは事実ですね。そういう形になるわけです。

ついでに聞いてみますが、合成しよう脳がたくさん入ってきて、日本のセルロイド工業などが、プラスチックや不燃性フィルムの出現によつて、天然しよう脳の用途は次第に狭まりつつあるといふふうに書いてあります。セルロイドは合成しよう脳ではできないのですか、どうなんですか。

○説明員(高橋時男君) 合成しよう脳によりましてもセルロイドはできるわけでござりますが、天然しよう脳によつて作つたセルロイドに比べて、セルロイドの商品価値がやや劣るといふふうに感じられるのであります。

○須藤五郎君 この、しよう脳専賣法を廃止する法律の参考資料、これは大蔵専門員室からもらつたのですが、その中に、こういうところがあるのです。『近年生産費の大半を占めている昭和、労賃の上昇、農村の労務事情の変化等によつて減産傾向を示しつづける』、こう述べておるのですが、これについて概況を伺いたいと思います。

○政府委員(谷川宏君) 最近のしよう脳の生産事情でございますが、まず第一に、原木の問題があるわけでござります。しょう脳製造工場と原木の所在地とは一般に接しておるところにあります。しかし原木の問題があるわけでござります。原木につきましては、民有林からとのものと国有林からとのものとございましますが、民有林のクスノキの価格は、ほかの木材価格との関連におきましては、農林省当局の御配慮によります。一方、国有林のクスノキにつきましては、農林省当局の御配慮によりまして、一般用材林の値上がりがござ

いましても、しよう腦の原料としての原木代としては、そう値上がりをしないで供給するという建前になつておますが、国有林のクスノキも工場の所在地によつてはなかなか自由に買えないと、地理的な制約もあるわけだと思います。

それから次に、労務事情でございとすが、しよう腦は、御承知のとおり、鹿児島県、熊本県、福岡県、高知県等が主要産地でござりますが、これら地域におきまして、いろいろ公共土木事業等が行なわれ、また工業がぼつぱつ進出して参りますので、労務者がこちらのほうに流出するといふ傾向にありまするほか、一般農林業全体の賃金が、所得倍増計画の影響等もございまして、所得倍増計画の影響等もございまして、雇用労務がなかなか有利な状況にはないといふ現状でござします。

○須藤五郎君 私はさつき、戦前とほとんど同じようなしよう脳生産をさせ、労働機構が戦後に持ち込まれたことは許されないと言つたわけです。事實、国民経済の全体の急テンポの拡大と、それに伴う諸物価の上昇、労賃の上昇、農村の就業事情の変化等に伴つて、從来の古いしよう脳生産労働機構が根本的な危機が生じたと判断せざるを得ないわけですね。そういうような根本的な危機が去年から集中的に現われてきたのだと申します。だから、昨年八月収納価格が引き上げざるを得なかつたのだと、この危機のときこそ、労務者の利害根本とする労務対策、それに対する

する新技術の採用、その他の資金対策など、抜本的な措置をとり得るチャンスであったと思いませんが、逆にそのときにしよう脳専売法を廃止し、多く困難を業界の自主責任にまかせると、うように方針を切りかえたのはなぜか。という点、専売公社は長い間低賃金労働ができるだけ利用しながら、どうもならない根本矛盾が出てくると責めを回避するような方針は、全く私は責任ではないかと考えます。今後業の自主責任で十分やれると言つて、らっしゃいますが、社会の根本的矛が集中的に現われているしよう脳生をどうして近代化してうまくやつてくかという保証があるのかどうか、この点を伺つておきたい。

○説明員(高橋時男君) 先ほど来、監理官からも申し上げておられますように、最近の経済事情の急激な変化になりましたして、零細な製腦業者に、本人割当希望申し出に応じて全体の総需量とのにらみ合いで割当をしていく。割当を申請する以上は、格別だ形式的に割り当てるのだといふことが明白でない限り、作りたいところ希望と設備その他があるものには割り当てるを得ないわけですが、そこまでいう割当ワークを割り当てるだにもやらせるのだという法律上の建前を持っている専売制度といふものは、今後はかえってしよう脳事業のために、従来は保護するということをございまして、かえって保護ではなくて、それがむしろじまになる、こういうふうに変わってきたわけがありますから、こと

いう専売制度をこの際ははずすという、このはずす際に交付金を差し上げる、こうしたことによりまして、これを契機にして、むしろ業界としてはしようの需要というものは今後なくなつてしまふわけじやございませんので、三千トン程度の安定した需要があるわけでございますから、これに見合つた生産というものは今後ある年数は続ける経済的なそういう必要性というものがござりますから、それに応じたような生産態勢というものを、むしろこの際専売制度をはずしたほうがそういうふうに考えるわけでござります。

先ほど来も申し上げましたように、

そういふにこれをはずしたから大規模

大工場生産のものが続々出るというこ

とは考られませんので、中規模程度

のものができる。これは數人の人が集

まり、數個の工場を合併するというよ

うなことによりまして、今度の交付金

などを使いまして新しいやや規模の大

きい工場設備を購入、新設する、ある

いは原木の輸送手段を購入する。ま

た、やや大規模になりますれば、でき

たチップなんかも、年間一トンかそこ

らしかたかない場合には、單なる木の

しおう脳分を取り除いた木片にすぎな

いわけであります。これがある程度

まとまりますれば、製紙会社、パルプ

会社等にもこれを原料として、安定し

た原料の給源としてこのチップを買つ

ていくことができるというようなこと

がありまして、小規模では單なる燃料

にしかならなかつたチップが、ある程

度に数量的にまとまれば、製紙、パル

プ等の原料にも使えるということです

ておつたんでは荷役介だから、おつぱ

ざいますので、専売制度をはずすことによって規模を少し大きくする方向へ促進する、それによって副産物収入が出るということになりますので、私は専売制度をはずすことがかえつてもは専売制度をはずすことがかえつて製腦業者各人のためにはむしろいい方に向いくと、こういうふうに考えておるのであります。

○須藤五郎君 売法を廃止するというのは、企業整

理、

そういうおのが非常に強いとい

うふうに理解しなければならぬと思

ますが、ある人がこの法案を批評し

て、こう私に言つたことがある。非常

に卑近な例で、昔吉原に女郎屋があつ

たときに、抱え主は若い娘をたくさん

引つばってきて、そうして女郎屋で働

かした。ところが、その女郎が何年か

たつて年をとつてしまつて、もうあま

りかせぎにならなくなつた。そのとき

に、女郎屋の亭主が、もうお前、年も

かして、とにかく自立せいといつて

突っぱねる。それで、その前近代的な

企業が、近代的な企業になれるとい

う見通しもなく、そうして今後も十数年

しか続かないというようなそういう哀

れな不安定な企業に対して、何だか専

業の生産者に付与することになつてお

ります。こういふうに考えておるのに

お答え申しますが、大蔵

省と専売公社の、労働者の権利をいか

に無視して責任を回避する無責任な方

針かといふことは、廃止の場合の退職

資金支給の方法にも私は現われておる

と思う。八千万円の従業員退職金の支

給は、業者に交付することになつてお

りますが、先日この点につきましては

すが、この点は荒木さんが追及したわ

けですが、従業員に支給される確実な

保障をひとつ示してもらいたいんで

す、八千万円の転廻業の場合は従業

員の生活とか就業安定のためにいかな

いふべきことかなくなければ、一時金でござ

ります。どうですか、責任の立場にあ

る人からお答え願いたい。

○説明員(高橋時男君) 先般の荒木委

員の前回の御質問に対しまして監理官

からお答え申し上げましたよう

に、や

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

く

務者に対する退職手当の支給の方法でござりますが、何分にも零細な企業でございまして、また季節労働者が多いわけでございますので、専売廃止時における各生産者が雇用している人員、賃金等を一々克明に調べるということも、なかなか困難な状況でございます。そこで、現在のしょう腦生産者の雇用の実態に合うように、また労働者の立場を十分考えて、実際に雇用されておった者が専売廃止によってやめざるを得なくなるという場合におきまして、十分にはかの場合との権衡を考えまして、適当な合理的な金額が渡りますよう配慮していくべきだと思いますが、先ほど来申し上げておりますように、どのくらいの業者が今後とも生産を続け、またどのくらいの業者が転廃業するかということについては、まだ正確な数字はわかつておりませんけれども、私ども生産者から聞くところによりますと、非常に多くの、大部分の方々が今後とも生産を続けたいという意欲に燃えておられますので、実際にやめる方は、全体としてはそう多くないんじゃないかなだろうか。しかし、多くないにいたしましても、そう退職手当については十分配慮しまして、現実にやめられる方々に渡るようにいろいろな方法で努力したい、かよろく考えております。

○須藤五郎君 この五億六千万円の内訳、事業所得の三年分三億二千百万円、これは事業主に行く交付金ですね。それから、従業員給与の六ヵ月分の八千円という、これは何ですか。いわゆる六ヵ月の失業手当、そういうふうな考え方ですか。

○政府委員(谷川宏君) 予算の積算上は、内訳として積み上げたのでござい

ますので、そういう数字になつておりますが、実際の交付の方法としては、これは臨時しよう脳事業審議会に諮つて合理的に検討していただく予定ではございますが、私ども今考えておりま

すところによりますと、現在のしょう脳の生産事業が非常に地域的にもばらばらであるし、零細であるし、調査は非常にむずかしい実情でござりますので、その実態に一番よく合つたような交付の方法にしたい。たとえば、今内訳はそうなつておるけれども、合計として五億六千万円をもとにいたしまして、一キロ当たりの生産の実績あるいは割当について幾らくらいの金額になるか、一キロ幾らということで交付するということも一つの方法であると考えます。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べください。別に御意見もなければ、これを終結したものと認めます。別に御意見もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにして御述べてください。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めます。別に御意見もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。保険業法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに御賛成の方は举手を願います。

○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり承認することに御賛成の方の举手を願います。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題とし、まず補足説明を聴取することにいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べください。別に御意見もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにして御述べてください。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めます。別に御意見もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。税關支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるの件」を問題に供します。本案を原案どおり承認することに御賛成の方は举手を願います。

○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題とし、まず補足説明を聴取することにいたします。

午後一時三十七分開会

き、税關支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるの件」を議題とい

たします。

質疑のある方は御発言願います。

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、保険業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○委員長(棚橋小虎君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議でございませんか。

七・五%、二十万円から三十万円が二・九%，三十万円から五十万円が三・八%，こういいう数字でございます。それで、それまで合わせますと約八〇%ぐらいのところへ行く思います。それから、五十万円から七十万円の所得階層が一・九%，約一二%，こういうふうになつております。したがいまして、この辺のところは大体給与所得者につきまして中の上というところかと思ひます。

○荒木正三郎君 そうすると、この五十万円に引き上げた意義といふものが、大衆の貯金を保護するためについよう的な意味合いといふものは全然ないじやないかということになるわけですがね。これについてどうお考えですか。

○政府委員(大月高君) これは実は、郵便貯金におきましても、三十七年度から三十万が五十万円になります。それから簡易生命保険の限度も、三十万から五十万になります。国民貯蓄組合もそれに歩調を合わしたわけでございまして、從来これらのものは、簡易保険は別でございますが、貯蓄組合と郵便貯金はほぼ歩調を合わせて上げてきておりますので、郵便貯金が御存じのように庶民階級の貯蓄の優遇といふことがありますので、そういう精神は失われておらないと思うわけでございますが、具体的に申し上げますと、三十六年度の国民所得の推計は、前回非課税限度の引き上げが行なわれました三十二年度に比へまして、六三%上がっておりますわけでございます。それから、一人当たりの国民所得は五七%上がつておるわけでございます。おおむね十二割見当上がつております。それから、

三十六年九月の全国銀行の個人預金の残高を三十二年九月末に比べますと、九二%というように増大いたしております。これを一人当たりの金額を計算いたしてみますと四五%増大しておる。こういうようなことからも、三十万円を五十万円に引き上げる一応の推算の根拠とし得るかと思うわけであります。

て、たとえば国民貯蓄組合におきましては昭和十六年の限度が三千円であったわけでござります。それから十七年に七千円、十九年に一万円になりまして、二十二年、終戦後におきまして三万円という数字が出ております。で、かりに三十二年の三万円を今の物価に引き直してみますと三十万円で、ちょうど十倍、五十万円で十五億くらいの数字でございまして、當時僅遇いたしておるという限度から申しますと、非常に渋いものになつておるのじやあるまい。郵便貯金も今申し上げました数字をスライドしてほば上がってきておるわけでございまして、平均の貯蓄額は先ほど申し上げましたようなことでございますが、これは平均の貯蓄でございますので、それ以上持つておる人も、かりに平均するとしますと半分以上はあるんじやないだらうか、こういうことでござります。貯蓄奨励ということからいきますれば、若干目標的な数字があつて、これを伸ばしてもいいのじやあるまい、こういうふうに考えておるわけでござります。

○政府委員(大月高君) おおむね十五兆円であります。

○荒木正三郎君 その内訳ですね、国民貯蓄組合を通じて預貯金されている額といふものはどのくらいありますか、大体昭和三十六年の当初で。

○政府委員(大月高君) 昭和三十六年三月、これは毎年一回三月末で統計をとっておりますが、昨年の三月末の貯蓄組合のあつせんにかかる貯蓄の額は四兆六千六百十五億九千三百万一四兆六千億ちょっとこえているというところでございます。

○荒木正三郎君 そうすると、総額十五兆円のうち、今お話しの四兆六千億が国民貯蓄組合を通じて預金されており、これが非課税になるわけですね。それじゃ、課税されている預貯金は幾らになりますか。

○政府委員(大月高君) 残りの部分が課税されているわけであります。

○荒木正三郎君 これは税制調査会の答申の中に引用されている統計なんですがね、その四百三十八ページに出ておるわけなんですがね。その統計を見ると、昭和三十六年三月における表を見ると、課税預金というものは非常に少なくなっておりますね。個人の場合は八千五百四十一億円というふうになつておりますが、それで間違いないのですが。

○政府委員(大月高君) そのとおりで

○荒木正三郎君 そうすると、いわゆる課税預金といわれる預金は全体の三二%にすぎないということですね。それから、いわゆる非課税預貯金、これが全体の五二・五%を占めているということを示していると私は思うのですがね。で、この表から見ると、当然課税されるべきものが、大口預金ですね、これが国民貯蓄組合を通して非課税措置になつておるということを示しておるようだと思うのですが、どういう判断をせられますか。

○政府委員(大月高君) 今のお話がございましたように、貯蓄組合に加入したことによつて非課税になつておる部分は非常に大きな部分を占めておりまつ。課税をされておる個人預金の分量は、今お話をございましたように、バーセンテージとして非常に少ないわけでございますが、これはお話をございましたように、若干貯蓄組合の名において非課税の措置を受けておる。しかし、本来貯蓄組合の優遇を受けけるべきでないわゆる分割された預金とかあるいは仮装預金というものは入つておるだらうと考えております。で、こういう問題がござりますので、今般限度五十万円の引き上げを実行いたしましたとともに、先ほど申し上げますと手続を厳重にする、それから本人であることの確認する権限を組合長に与えるというような手段を講じますとともに、行政的にも金融機関の店舗におきまして貯蓄組合の名簿を特に整備する。この非課税貯蓄申請書を基礎にいたしまして、名寄せをして帳簿を整備しておく。われわれが金融検査あるいは証券関係の検査その他の調査により

まして、その実態が明確になり得るよういたしたいというのが、今回の法律改正の趣旨の二つのうちの重要な一点であるわけでござります。

○荒木正三郎君 まあ今の和の質問は

ございます。ただ、この場合は三十万円という限度がこの統計のときにはござりますから、平均としてはそう上がり得ないことにもなつておるのではなかと思ひます。

提出さす、こういうんでしょう。それから、窓口組合については資格の調査を行なう。こういうことで乱用を防げば、どうかですね。これは従来とあまり変わらぬのじやないですか。

たような姿であったわけであります。それが急激にまた税金がかかる、こういうようなことで、多分その当時窓口における分割あるいは仮装名義による預金というようなものが急激にふえたのです。

は租税特別措置によって一〇%分離課税になつておる。それで十分保護されているわけです。こういう制度に私どもも反対ですけれども、いざれにしてみれば、大口については一〇%の分離課税

[View all posts by admin](#)

うことはあとで質問するとして、この統計自体が示しているように、非常に乱用されておるということは一つ示しておるのですがね。それ以外に、先ほどの問題ですが、五十万円に引き上げること、うんぬで云々、これよつこム

蓄組合で平均すると、大体七万一千円が平均の金額である、こういうことが大体はつきりしておるわけですね。こういう状況で、やはり限度を引き上げるということはどうも疑問が残ってし
ようがないのですがね。

〔政府の見解（平成元年）〕 いう問題は非常にデリケートな問題でございまして、この制度自体が、やはり貯金者の物事の考え方、それから金融機関の窓口における物事の考え方、こういうものと非常に密着しておるものでございます。本来、納税思想とい

のでいたがどうかとしてよくに處してゐる
わけでございまして、そういうよくな
惰性が今統いておるというように直接
の動機としては考へるわけございま
す。

そういう意味で、国税庁あるいは税
務当局のほうにおきましても、課税の

ということで保護されておる。したがつて、国民貯蓄組合は零細貯金を保護するという趣旨でなければならぬとと思うわけです。それが非常に乱用されておるということです。今までに乱用された具体的なものを調査されたことがありますか。

は検討さるべきだと思うので、もう少し質問したいのですが、国民貯蓄組合の中では地域とかあるいは業域、職域あるいは窓口、いろいろの方法で貯蓄されているわけですが、その中で一番多いのは窓口ということになつておるよ

○政府委員(大月高君) これは逆に申しますと、三十万円という限度がございまして、その三十万円の限度の中に、おける貯蓄者の一人当たりということがありますから、当然平均は低くなる筋だと思います。一般の預金者として、二つお書き合頂きました、根柢ど

うものは非常に高いということになり
ますれば、こういうものの乱用は非常
に少なかるべきものであるわけですが
いますけれども、何分一般の国民の何
と申しますか、納税思想というまでに
は参りませんけれども、貯蓄をする人

公平という点からこれは相当重大な問題であるということで、非常な関心を示しておられますし、われわれ貯蓄を推進する立場から申しましても、決して税金をのがれるための制度としてこれを使いたいということではないわけ

○政府委員(村山達雄君)　この点、実は國税局で昨年調査いたまして、何分人數に制限があるものですから、相當程度調査いたしましたところ、かなり乱用が見受けられましたので、その調査を査した限りにおきましては、今回本税

昭和三十六年三月で七万一千円という
ことになっておるようだ。が、この数字は間違いないですか。
○政府委員(大月高君) そのとおりで
ございます。

はこの賃金総合預金のほかに説明さ
れる預貯金を持つておるわけでござい
ますから、必ずしもこの数字が低いこ
とと今度の限度を引き上げるというこ
とは、筋として直結しないのではなか
ろうか、こういうような感じがいたず

の気持といひたしまして、特に大きな意味の脱税であるとか、税金を積極的にのがれるとかというような意味がなくて、比較的気軽にこの貯蓄組合の制度を使う、その結果課税漏れになつて、るというような面が過去において非常

でございまして、健全な少額な貯蓄を優遇するという制度でございますので、限度を五十万円に引き上げますと同時に、あわせてやはり制度の適正化をはかる必要があるということで、あらためてこの際法律の制度を改正いた

を追加決定いたしました。さらに、銀行方面に対しまして、こういう実績になつておるから、店内でもつてよくみんなからお調べの上間違つておる点は追加納税していただきたい、こういう措置をとつたわけでございます。それに

○政府委員(大月高君) これは全体の現在の預貯金の平均におきましても、衆が預金しているのはこの平均ぐらいの金額じやないかと私判断するのですが、どうでしよう。

○荒木正三郎君　その次に運用の面ですね、従来の運用は非常にすざんであつたと思うんですがね。昭和三十六年三月の国民民貯蓄組合に加入している人數ですね、六千七百七十七万人ですかと、いう数字を示しておると思ひます

に多かつたのではないかと思うわけでございます。

しまして、預貯金をしていただく方に 対してもこの制度がはつきり変わったのだという趣旨を徹底いたしますし、金融機関のサイドにおいても自粛を求めるということに踏み切りたいと思うわけでございます。そういう意味で、

よりまして本税で約二十五億以上の去年は追加納付を見たような次第でござります。ですから、相当規模にわたりましてやつたということが言えるだらうと思ひます。

らいでございます。そういう意味におきまして、今のお話のこの統計は一人当たりの貯蓄額として計算して七万一千円でございます。大体、全体として統計を見ておりまする数字に比べますと、正確な数字であろうと思うわけでございます。先ほどのこの平均の数字以上に貯蓄をしておる人もあるわけで

〇政府委員(大高吉君) 相当の乱用があると認めざるを得ないと思います。
〇荒木正三郎君 それで、今度はその乱用を防ぐために非課税貯蓄申込書を

度におきましては、預金利子に対する課税は全免されておったわけでござります。そういたしますと、この貯蓄組合の制度の一つの重要なねらいは、少額の貯蓄組合預金に対しまして非課税の措置をとらうということでござりますので、事実上當時制度のございました貯蓄組合は機能としては眠つておつ

○荒木正三郎君 大口預金者について
今度の法律改正は償還の面と適正化の面とはつきり線を画しまして、四月一日からきちっとした制度に変えたい。
むしろ、これは制度をきちっと立てるということと並行して、預貯金者及び金融機関側に一そ者の協力を求める問題でもござりますので、そのきっかけといったらしいわけでございます。

○政府委員(村山達雄君)　これは例外中の例外だったと思います。これは査察事件に関連しまして預金を調査しましたところが、一千万円の元本を三十四口に分けたものがあるやに聞いております。私は今聞きました範囲で一番口数を入れているという、そういう具体的なものは調査されなかつたのですか。

数が多かつたのは、そのようなことであります。これらは去年の源泉監査で得た事例でなくして、査察事案に関連して預金調査をした結果発見した事例だそうでございます。非常に例外的ではななかと思ひます。

○荒木正三郎君 それで、乱用を防ぐ
ということは問題になるわけですが、
この手続を複雑にするというふうなこ
とは私は必ずしも賛成しないのです
が、しかし、これではたして実際的な
効果が上がるかどうかという点です
ね。非課税貯蓄申込書を提出する、
で、本人であるかどうかを確かめると
いうことです。これは受け入れる機
関としては、銀行としては、いずれ貯
蓄はできるだけ集めたいわけですが、も
う一つは、結局窓口組合でも、これは
調査するのは銀行でしよう。だから、
銀行の立場としてこういうことを規定
したって効果は全然——全然とは言え
ないでしようが、ないのじゃないかと思
いますが、どうでしようか。

います。そういたしますと、金融機関のほうで十分にこの問題を本人として確認するということさえやれば、そういう弊害は救える。そういたしますと、問題は金融機関のサイドで、分けたらどうですかというようなことは言えないで、さらに積極的に、太郎、次郎、三郎というようなことはおかしいじゃないかということが一言言える。しかも、それが金融機関全体として足並みがそろうということになれば、この弊害は相当程度に救えるものだと思うわけでございます。結局、問題は、全体の空気といたしまして、こういう乱用は当然なことだというような認識であるのか、あるいはまたこの制度は厳正に執行、運用すべきものであるというような思想であるのかということが根本でございますので、従来の制度のまま幾ら行政的にやかましく申し上げても、これはなかなか預金者に対しても金融機関に対しても徹底しない。そういう意味で、この機会に制度を持ちまして、預金者、金融機関、あるいは政府当局がこういうような精神を十分に明確にいたす、行政指導もこの機会に厳重にやる、こういうことを相待ちまして、預金者、金融機関、あるいは政府当局がこういうような度の改善は見るものであろうと考えておるわけであります。

五十万円から六十万円の収入ですね、給与所得者の。これは大体四十万円程度の預貯金をしておる、こういうお話をしたね。これは給与所得者についてのお話でしたか。

○政府委員(大月高君) これは都市の所得階層別でございまして、必ずしも給与所得者ではございません。先ほどお話を申し上げましたのは、全体の比率、この場合は給与所得の話でございますが、最初の都市と農村に分けましてお話を申し上げましたのは、全体の国民に対する企画庁の消費者動向予測調査から出たものでございます。

○荒木正三郎君 総理府統計局の勤労世帯所得動向調査ですね、これを見るに、年間所得八十万円から九十万円で二十七万円という数字が出ておるんですが……。それから、九十萬円から百万円が三十七万円。だいぶ今の数字と違うんですね。

○政府委員(大月高君) これは調査した主体が違いますので、それから時期は、今お話しの分は昭和三十四年の統計でございます。もちろん、二年の間にそぞう違つておるというわけではないと思いますが、この今お話しの分は、調査世帯が三千六百世帯ということですざいますので、非常に限られたものかと思います。ちょっと企画庁のほうの調査対象はほつきりいたしませんが、そういうように調査の対象等もサンプル調査になつておると思いますので、必ずしも計数は合わないんじやないかと思います。

それから、もう一つ、貯蓄の点について申し上げますと、直接に毎年所得が幾らで、そいつが貯蓄になるといったましても、預貯金のほうは、むしろ

資産が、資産のうちの金銭形態になつておるもののが預貯金になつておるわけでござりますので、毎年の所得とは必ずしも関係なくて、過去の資産の一部の表現でござりますから、完全にこれを並行的に見るというわけにもいかないじやなかろうか。所得階層の持つております預貯金も、これは年数がたつに従つて、終戦後預貯金があつとんでしまつた時期からだんだんふえて参つておりますから、次第に蓄積があふれる、こういうふうにまた考へる必要もあるかと考えるわけであります。ちよつと追加いたしますと、先ほどのお話のほうの統計は、貯蓄組合法の規定によつて免税の対象とされている貯蓄の保有状況ということをございまして、また調査の目的も違つておりますから、貯蓄組合だと、先ほどお話し申し上げましたように、限度が三十万、そういうグループに入つてゐる預貯金の統計になりますので、当然実質よりも低く出るというのであるうかと考へます。

昭和三十七年三月十四日印刷

昭和三十七年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局